

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.009

処 分 名	権限譲渡の承認
処 分 の 概 要	法第23条（流水の占用）、第24条（土地の占用）、第25条（土砂等の採取）の許可について、許可に基づく権限の譲渡に関する規定
根拠法令等・条項	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第34条第1項 河川法施行規則（昭和40年3月13日号外建設省令第7号）第22条
審 査 基 準	法第23条（流水の占用）、第24条（土地の占用）、第25条（土砂等の採取）の許可について、許可に基づく権限の譲渡に関する規定であり、当市の管理する河川では、当面申請が見込まれないものであるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成31年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第三十四条 第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

3 第二十三条の三及び第二十三条の四の規定は、第一項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

■河川法施行規則

第二十二条 法第三十四条第一項の承認の申請は、別記様式第十二による申請書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 譲渡に関する当事者の意思を示す書面
- 二 譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面
- 三 譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書
- 四 その他参考となるべき事項を記載した図書